

カナダの選挙法制の諸問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9248

カナダの選挙法制の諸問題

吉 田 善 明

はじめに

カナダの議会政治は、世界でもっとも安定した歴史をもっていると評価されている。しかし、カナダ連邦国家という連邦の名称が示すように、国自体は決して統治しやすい国ではない。広すぎる国土、散在する人口、人種も宗教もそして言語も異なる多民族が存在し、国民の半分はイギリス系であるが、三割はフランス系であり、しかもフランス系カナダ人の大半はケベック州に集中している。

経済的にみても、アメリカ合衆国と国境を接しているところから貿易の七割がアメリカとの間で行われている。したがって、金融政策はアメリカと連動しているといつてよい。

一九七〇年代に入つて、カナダは対アメリカ依存の比重を減らして、日本やヨーロッパなど他地域との関係を積極的に推進するという「第三の選択」ともいふべき政策を導入した。この政策によってカナダは今や世界の主要国家としての地位を占めるようになってきた。

ところで、日本とカナダの関係は、一言にしていえば、古くてかつ新しい関係であるといえる。新しい関係とは、一九七四年のトルドー(Trudeau)・田中両元首相会談を契機にして、文化、政治、経済、科学技術などの分野での交流が活発になってきたことにある。しかしながら、法律分野における交流は近年徐々に深められてきたもののこれからといった状況にある。

そのカナダは、一九八二年に憲法的法律(Constitutional Act)を制定した。この憲法的法律は、七章によって構成されている。第一章で「権利と自由の憲章」(Charter of Rights and Freedoms)を定め、つづいてカナダ原住民の権利(第二章)、地域の不均衡の是正(第三章)、憲法会議(第四章)、憲法改正手続(第五章)、一八六七年憲法的法律の修正(第六章)、総括規定(第七章)をそれぞれ定めている。⁽¹⁾ いままでのカナダでは、イギリスと同じく議会議法や慣習法の歴史的原則、司法制度の公正さによって個人を国家、行政(警察)から保護する道を選んでいたが、この憲法的法律の制定によってカナダ人の権利や自由がより一層強く保障されることになった。わけでも、カナダ人の「権利と自由の憲章」では、基本的自由をはじめ民主的権利、移転の権利、司法上の権利、平等権、公用語、少数言語教育権、男女平等の保障などを定めている。小稿の検討の対象となる選挙権についても、「権利と自由の憲章」に「すべてのカナダ市民は、下院及び州議会の議員の選挙における選挙権および被選挙権を有する」(第三条)と定めている。

しかし、カナダ人の選挙権は、欧米諸国と同様に一朝一夕に保障されたものではなく、とくに、連邦国家の下院議員の選挙については、後述するように、一九二〇年に男子に、一九二八年には女子に政治的権利として保障されていたことを、ここですべておこう。

ところで、このようにカナダ国民に保障されている選挙権を具体化する選挙法制はどのような特徴をもっているの

であろうか。

小稿では、カナダ連邦国家の選挙制度に限定し、その制度の仕組みと実態を検討してみることにある。カナダのこの選挙法制の検討もわが国の選挙法制の改革に少なからず示唆を与えるはずである。

一、議会政治の概観と特徴

カナダの選挙法制を検討する前に、まず議会政治の構造について概観しておきたい。

カナダ連邦の政治機構は、「一八六七年英領北アメリカ法」(British North American Act)を根拠として生れたものである。その後、この法律はカナダの発展に伴い一〇回以上にわたる修正と「一九三一年ウエストミンスター法」(The Statute of Westminster)の制定によりやや変化をみることになるが、一言にしていえば、イギリス議会政治の慣行を受けついでいる点では変りがない。カナダでは政治機構(政府)の頂点にあるのがイギリス国(女王)である。しかし、カナダ国内では国(女王)王が不在の時は総督(Governor-General)が代表している。その総督に助言を与えるのが形式的には枢密院顧問であるが、実質的には枢密院顧問となり、下院に対して責任を負う内閣のメンバーである。内閣の中心にいる首相は、通常の場合、議会(下院)に議席をもつ議員であり、多数党の党首であり、形式的には総督によって任命される。そしてその首相は、下院に議席をもつ自分の党の議員の中から閣僚を選ぶのである。

議会は国王、上院(Senate)および下院(House of Commons)からなる。議会はイギリス議会から譲渡されたすべての事項について審議する権限を有する。議会における国王は法律案をはじめ多くの事項を裁可する権能を有す

るが、現実には総督によって代行されている。しかも、その総督は拒否権を行使することはないという慣行が存在している。

上院 (Senate) は一〇四人の議員からなる。上院議員は各州単位で首相によって選ばれ、その首相の助言で総督によって任命される。連邦の創立者は、上院を「冷静な再考 (sober second look)」の場として、また下院の急進主義に対する財産権擁護の場として期待した。上院議員は首相によって実質上任命されていることから、政治的、かつ党派的な基盤にたつものが多く、したがって、政権を握っている党の忠実な支持者で占められているとする批判がある。また、一九六五年六月まで上院議員には任期はなく終身であったが、以後七五歳という年齢制限が施された。上院議員の地位を得る資格は、三〇歳以上の市民で任命を受ける州に居住し、かつその州に動産、不動産で四、〇〇〇ドル以上の財産を有することが要件とされている。

各州ないし準州の議員割当数は、オンタリオ州とケベック州がともに二四議席ずつ、東部沿岸諸州も西部諸島州もともに二四議席ずつ割り当てられ、ニューファンドランドはカナダ連邦に加盟した時に六議席割り当てられ、七五年には二つの準州 (ユーコンおよび北西準州) がそれぞれ一議席ずつ割り当てられた。上院はこのような議員数の配分によって各州の地域的性格をもたせている。

上院の権限は、下院と大体類似している。しかし、上院はいかなる法律案に対しても拒否をすることはできるが過去三〇年間一度も行使したことはない、といわれている。このような上院にあって、重要な役割をはたしているのが、上院委員会による調査活動である。⁽²⁾ この活動は下院以上に活発である。わけでも「財務及び銀行業務に関する上院常任委員会」が大きな役割をはたしている。しかし、この委員会のメンバーをみると、財界、金融業界と密接なつながりをもつ者が多く、客観性について疑問であるとする批判もある。

このような上院の活動に対し疑問をもつ者もいるが、上院の改革論者たちは、上院は下院以上にさまざまな問題を提起する場として、わけてもより高度な専門的な知識をもつ場として考えていくべきであるとしている。

下院 (House of Commons) は、国民の投票により選ばれた代表機関である。議員定数は二八二人である。詳しくはのちにのべるが、議員は小選挙区制によって選ばれている。議員の任期は五年であるが、首相は総督の同意が得られればいつでも任期内で下院を解散をすることができる。下院の権限は、首相の任命、法律制定権、歳出・歳入法の制定権、行政の監督権など多くにおよんでいる。⁽³⁾ 財政に関する法律案については下院の先議権が認められている。

下院で法律案を立法化する過程は、イギリスと同様に三読会制を採用しているが、一九六八年からその審議過程における委員会の役割はいままでの全院委員会中心から常任委員会中心に変わってきている。ややくわしくみると、まず下院の開会、議会開会式勅語と呼ばれる政府の政策内容の公式表明ではじまる。この公式表明の内容は、八日間の一般討論に付せられた後、その所信表明にしたがって第一読会に法律案が上程される。その法律案を上程する許可は議長から与えられる。そして法律案を審議する動議が第一読会において承認されると、その法律案は印刷に付され、そして議員に配布される。法律案が提出される優先順位は内閣によって決定される。議員が法律案を検討し、一定期間を経過すると、第二読会への動議が提案され、法律案に関する討議が続けられる。第二読会で議員の票決によって法律案の原則が承認されると、その法律案は常任委員会に送付され修正を含めて逐一検討される。その後、常任委員会の審議を経ると、委員会委員長は法律案を審議・可決する下院に対して、その審議の経過を報告する。下院議員は、さらに法律案の問題があればその場で修正を求めることができる。委員会委員長による報告が終ると、法律案は最終段階である第三読会にかけられる。第三読会では、その法律案が承認されるのが原則であるが、野党が強く反対して抵抗する場合もある。こうしてその法律案が第三読会を通過すると、それは上院に送付され、下院同様の手続が

とられる。なお、第二読会で承認された後、法律案を検討する常任委員会は約二〇人ないし三〇人の委員で構成され、農業、保健、福祉および社会問題、水産および森林、司法および法務、財務、経済、貿易、外務および国防など一八を数えている（一九七六年現在）。外務および国防に関する常任委員会は三〇人の委員からなる。また、注目される委員会として、上・下両院合同で設けられた規制および法律制度常任委員会（The Committee on Regulations and Other Statutory Instruments）があり、その委員会では委任立法（delegated legislation）を審査していることである。⁽⁴⁾右のような各種の常任委員会は政府各省に対応して設けられたものである。このような委員会制度の採用によって、陣笠議員の発言力が増し、また地域に係わる法律案については利害が一致する他党議員と協力してその法律案の制定に努力することができるようになった。⁽⁵⁾そのほか、特別委員会（Special Committee）を会期中に設けることができるし、合同特別委員会も設置することができる。現に、この合同特別委員会は、一九八二年憲法の改正を検討するために活用されていたし、また議員の権利および免責などを検討している。

また、下院は議事手続を公正かつ機能的に運用するために議長をおく。議長は下院の選挙で選ばれるが、実際は首相が野党の有力者と相談の後指名する。一九六〇年代の後半にはこのような党派性の濃い選出方法は廃止されたが、トルドー首相になって再び野党との協議もなく議長を任命したことからいまままでの議長選出の慣行を狂わせてしまったとする批判が出されている。

二、選挙権・選挙区制

(一) 選挙権

カナダでは右のような議会制度を採用し運営しているが、その議会（下院）の代表者は、国民の選挙権の行使によって選ばれている。したがって、選挙権は代表を選出するための重要な政治的権利であるとされている。では、その選挙権はどのような形で保障されているのであろうか。

カナダでは、一九七〇年以降、一八歳以上の男女でカナダ市民（Citizenship）権を有する者に選挙権が与えられている（現在、一、八〇〇万人）。一九六八年の下院の選挙までは選挙実施前一二か月間カナダに居住したところのイギリス臣民（Subject）に与えられていた。ただし、軍人は年齢のいかんを問わず選挙権を有するとされていた。祖国のために戦うことができる者は、投票するにふさわしい年齢にすでに達しているということがその理由である。⁽⁶⁾

しかし、一方では、政治的中立性の観点から連邦裁判官（Federally-Appointed Judges）、選挙管理責任者（the Chief Electoral Officer）その協力者、各選挙区における選挙管理人（The Returning Officer）には、選挙権は認められず、また、犯罪者、精神異常者、過去の選挙において不正行為を犯し、有罪判決を受けたものも選挙権を行使する欠格者として制限されている。わけても、有罪判決を受けた者に対する選挙権の剝奪については問題であるとすると見解もある。現に、ケベック州の選挙法（The Election Act of Quebec）では不正な選挙活動をした者を除き有罪判決を受けた者に対しても選挙権を認めている。また、裁判官や選挙管理責任者の選挙権の制限についてはカナダでみられる注目すべき点である。⁽⁷⁾しかし、裁判官や選挙管理責任者の選挙権の制限は、たとえ政治的中立の立場にある者としても許されてよいのかという点が問題となる。

カナダでは、選挙権および選挙制度を保障した自治領選挙法（Dominion Election Act）を一九二〇年に制定したが、それ以前までは各州で制定する独自の州選挙法にもとづいて下院の代表を選んでいた。⁽⁸⁾したがって、代表を選出する選挙年齢は異っていた。ちなみに、各州議会の代表者を選出する選挙権（選挙年齢）についてのべると、一〇州

のうち、たとえば、ニュー・ブラウンズウィック州、サスカチュワン州、ケベック州、オンタリオ州、プリンス・エドワード島の州民は一八歳以上であり、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、ノバスコシア州、ニュー・ファンランド州は一九歳以上の州民となっている。

このように連邦および州民の選挙権は、各州により異り簡単に認められたものではないとしても、他の諸国にくらべて比較的スムーズに認められている。この点について、J・リッカ教授とJ・セイウェル教授はつぎのように述べている。

第一に、カナダではイギリスと異なり、特権的な立場を擁護する強力な貴族階級は存在しなかったので、イギリスにみられた一八三二年の第一次選挙法改革 (the Reform Act of 1832) のような激しい争いはおこらなかった。⁽⁹⁾

第二に、一七九一年の憲法的法律 (Constitutional Act) によつて、アッパーカナダ (Upper Canada) とローアカナダ (Lower Canada) に代議制が設けられたが、⁽¹⁰⁾ その時は(i)若干の土地所有者、(ii)年間二〇ドルの地代を支払う能力のある者、および(iii)年間三〇ドル以上の収入をもつ男子にのみ選挙権が認められた。この要件はかなり緩かな制限であったことから男子の多くが投票に参加することができた。

第三に、一八八八年にマニトバ州とオンタリオ州では財産権の有無にかかわらず、二一歳以上の男子に選挙権が認められていた。ここから明らかのように州の選挙における州民の選挙権が連邦に先じて保障されていたのである。なお、ケベック州では一九三六年まで州選挙における州民の選挙権は認められていなかった。⁽¹¹⁾

同じく婦人の選挙権についても州選挙からはじまる。まず最初は連邦に先じてマニトバ州の自由党が一九一六年に婦人選挙権を採用したのが契機となり、⁽¹²⁾ 連邦では一九一九年に自治領選挙法において認められた。しかし、軍人の親族である婦人にはその前年にすでに認められている。その理由は、軍人の親族関係の女性に選挙権が与えられること

によって徴兵制政策の支持を得ようとすることにあったといわれている。

(二) 選挙区制

カナダ連邦の下院議員を選出する選挙区は小選挙区制である。それは一九七四年の代表法 (Representation Act) と一九七五年のノースウェスト準州代表法 (Northwest Territories Representation Act) にとゞいてゐる。カナダ一〇州と準州で一九七九年以来二八二の選挙区があり、各選挙区で最多得票を獲得した候補者が票の過半数を制したか否かにかかわりなく選出される。小選挙区制が代表者を選出するためにふさわしい区制か否かについては後にべることにして、ここではそれぞれの州内の選挙区が人口比率に応じた形で代表を選出しているか否かが問題となる。カナダに関していうと、原則として、カナダ全土にしめる自州の人口比率に応じた議席数が各州で確保されているか否かである。⁽¹³⁾ しかも、各州の議席数は一〇年ごとの国勢調査にもとづき手直しがなされている。⁽¹⁴⁾ 一九六三年に議席再配分法が制定されて定数の不均衡の是正が行われるまでは極端に不平等な選挙区が多くみられた。たとえば、一九六六年の選挙区の定数不均衡を是正する以前では、人口一万一、〇〇〇人に満たない選挙区もあれば二〇万人を超えていた選挙区もあった。この当時の選挙区の配分は農村地域に有利なものとなつていた。⁽¹⁵⁾

そこで、カナダではこのような定数不均衡を是正するため、一九六四年に選挙区割委員会法 (Electoral Boundaries Commissions Act) を制定し、そのもとに設けられた各州の区割委員会 (Electoral Boundaries Commissions) によつて区割が画定されている (カナダ一〇州とユコンおよび N・W・T 準州で一つの区割委員会があり、全部で一一の区割委員会がある)。この結果、いままでのような議席配分の党派性を取り除かれたといわれている。各州の区割委員会のメンバーは州最高裁判所の首席判事によつて任命された州判事、下院議長によつて任命された二

(A表) 議席配分 1984.9 総選挙時

州 名	議席数
NFLD (ニューフランドランド)	7
PEI (プリンスエドワート島)	4
NS (ノバスコチア)	11
NB (ニューブランズウィック)	10
QUE (ケベック)	75
ONT (オンタリオ)	95
MAN (マニトバ)	14
SASK (サスカチュールワン)	14
ALTA (アルバータ)	21
B.C (ブリティッシュ・コロンヴァ)	28
YUKON (ユコン)	
N.W.T	3
total	282

(J. Ricker and J. Saywell, How Are We Governed? Revised Edition, 1980, p. 18)

る。

また、各州内での下院の議席配分の方法は、まずケベック州の議席を確定する。現在七五議席である(A表参照)。そのほかの州は、巨大州(人口二五〇万以上)、中間州(人口一五〇万以上二五〇万以下)、小州(人口一五〇万以下)にわかれ、配分方法は、ケベック州の議席に比例するか、議席が前々回の国勢調査以降の割当議席より減少しないように、さらには各々の州は、その州が有している上院議員と同数以上の議員が選出されるように配慮されなければならぬ。なぜなら、連邦制が採用されるに際して、小さな州が大きな州に圧倒されないように配慮され、とりわけ、小さな州の人口が減少したとしても議席が維持されるということを確認しているからである。⁽¹⁸⁾たとえば、プリンスエドワード島州は四議席、ニューブランズウィック州は一〇議席が最低となる。

人の州民代表および州立法機関の議長によって構成されている。⁽¹⁶⁾各州の選挙区割委員会は、連邦が確定した州の議席数をもとにして選挙区を検討している。そして選挙区割委員会によってその区割案が確認されると、その案は連邦の選挙管理責任者に提出される。その後、その案は選挙管理責任者から下院に提出されてその院の承認を受ける。下院でこの案を討議する期間は三〇日間であるが、その討議期間中に異議あるとすれば議員は一〇人の署名を集めて議長に申し出ることになっている。⁽¹⁷⁾討議の結果、一定の結論が出ると、それぞれの関連する各州の区割委員会に報告され

(表B) 1945年から1980年にいたる連邦下院選挙において各党派が獲得した議席数および得票率はつぎの通りである。

総選挙年	総議席数	自由党		進保守党		新民主党とその前任		社会信用党		その他	
		議席	得票率	議席	得票率	議席	得票率	議席	得票率	議席	得票率
1945	245	123	41	67	27	28	16	13	4	12	12
1949	262	193	49	41	30	13	13	10	4	5	4
1953	265	171	49	51	30	23	11	15	5	4	2
1957	265	105	41	112	39	25	11	19	7	0	1
1958	265	49	34	208	54	8	9	0	2	0	1
1962	265	100	37	116	37	19	14	30	12	0	0
1963	265	129	42	95	33	17	13	24	12	0	0
1965	265	131	40	97	32	21	18	5	4	11	6
1968	264	155	45	72	31	21	17	2	1	14	6
1972	264	109	38	107	35	31	18	15	8	2	1
1974	264	141	43	95	35	16	15	11	5	1	1
1979	282	114	40	136	36	26	18	6	5	0	2
1980	282	146	44	103	33	32	20	0	1	0	2
1984	282	40	28	211	50	30	19	—	—	1	3

備、1945年から1980年までについては井上真蔵「カナダの選挙制度」(「世界の議会」カナダ・中米編所収)を参考にして作成。1984年度の選挙については「The Globe and Mail」(Canadian National Newspaper) 1984. 9. 6 (木) から引用。

各州の区割委員会は、州内の選挙区制を行うにあたって、選挙区内の有権者数が可能な限り等しく、平均から上下二五%以上隔りがあるてはならないことを配慮しなければならぬ。しかし、その区割作業は非常に困難である。たとえば、少し資料が古いが一九七一年の国勢調査のもとで、オンタリオ州は七七〇万三、一〇六人の人口を有して

いることから、九五の議席が与えられた。この議席を州の人口に応じて割当ると、一選挙区は八万一、〇八五人となる。ところが、実際にはオンタリオ州北部のデイミスカミング選挙区は六万二、七五四人の人口で一議席、エトピコーク・ノース選挙区は九万四、七一六人の人口で一議席を占めていた。このようなアンバランスな区割は政治的、恣意的な配慮のもとでなされたものではないとはいえず、やはり問題であるとする批判があった。

(三) 多数派支配の支持率の構造と改革論

わが国において、多数派である自民党は、一九八三年二月選挙で四五・八%の支持率を占めながら約五〇%の議席を確保してい

(C表) 1984年9月選挙における各州の得票率と議席数

州	進歩保守党		自由党		新民民主党		その他	
	得票率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席数
ニュー・フランドランド	58	4	36	3	6	—	—	—
プリンスエドワード島	52	3	41	1	6.5	—	—	—
ノバスコチア	51	9	33	2	15	—	—	—
ニューブランズウィック	53	9	32	1	14	—	—	—
ケベック	50.3	58	35	17	9	—	6	—
オンタリオ	47	67	30	14	21	13	2	1
マニトバ	43	9	21.5	1	27	4	8	—
サスカンチュワン	42	9	18	—	38	5	2	—
アルバータ	69	21	13	—	14	—	4	—
ブリティッシュコロンビア	46	19	17	1	35	8	2	—
ユコン N.W.T	47	3	25	—	28	—	—	—
全 州	49.96	211	28	40	19	30	3	1

“The Globe and Mail” (1984. 9. 6) より作成

る。これでは国会は国民の代表機関の縮図としては十分なものとはいえないといった批判ができる。カナダでも同じことが問題となり、それが区制改革の論議と結びついて各種の選挙区改正の提案がなされている。B表は各政党の得票数の割合と現実に下院で各政党が有している議席数の割合を示したものである。一見してわかるように、一九二一年以来、全投票者の過半数を獲得し、そのもとで成立した政府は、一九五八年および八四年の進歩保守党政権だけであり、あとは五〇％に満たない得票率で政権が維持されている。そればかりか、一九七九年選挙では進歩保守党が三六％の得票率で一三六の議席を占めたのに対し、自由党は四〇％の得票率を獲得しながら一一四の議席しか獲得できない逆転現象を生みだしていた。

また、一九八四年の選挙では、C表が示すように、州における政党の支持基盤はまちまちである。たとえば、一九八四年選挙において第二党となった自由党の基盤は、ケベック州とオンタリオ州にあることが示すように、両州だけで自由党議席四〇のうち三一の議席数を獲得している。これに対して

ブリテンシュ・コロンビア州での自由党の議席は全州で二八の議席のうち一議席しか占めることができず、かわって進歩保守党と新民民主党で二七議席も占めている。そのほかの東部諸州でも、自由党の支持率は少ない。また、C表が示すように、新民民主党は中央および西部諸州で勢力を占めている。さらにまた第一党の進歩保守党にしても、一九八四年選挙でケベック州は自由党よりより多くの議席を獲得したが、一九七九年、八〇年の選挙では七五議席中一ないし二議席しか獲得することができず、根拠地であるオンタリオ州やアルバータ州に多くの議席がみられた。このような特徴をもつカナダの政党支持の状況では、いずれの党が政権を握ろうと、けっきょくは支持基盤の多い州の利益のため、ないし地域主義のための政策の執行に陥り、カナダ連邦全体といった視点からの政策の執行は行われないのでないかといった批判が出される。とくに、ケベック州分離問題がおこった一九七九年には、ケベック州内ではケベック党が大きな役割をはたしているにもかかわらず、連邦下院議員にケベック党は二人しかいなかったという状況のもとでは下院でいくら論議がなされても、ケベック問題は連邦にとって重要な問題となりえないようにさえ思われるのである。⁽²⁰⁾

また、小選挙区制のもたらす特徴の一つとして、政党支持者の一議席当りの得票は、一九五八年選挙では、進歩保守党の議員一人当り一万八、〇〇〇票を、自由党は議員一人当り四万九、〇〇〇票を、協同連邦党は議員一人当り八万票となっている。⁽²¹⁾ 同じく一九七九年選挙でも進歩保守党議員は、平均三万票で当選し、同じく自由党議員も約三万九、五〇〇票で当選しているのに対し、新民民主党は七万八、〇〇〇票であった。⁽²²⁾ このように新民民主党は進歩保守党、自由党の二倍の得票数で一人の議席の獲得としかならない。⁽²³⁾ この要因は小選挙区制の採用そのものにあるとす。なぜなら、小選挙区制の採用の、しかも二大政党のもとでの政権は、理論的にいえば五〇%以上の得票率であればよいし、五〇%に満たない第二位以下の政党への得票はすべて死票となるからである。

さらにまた、小選挙区制はカナダの人種的、社会的構造からみてはたして妥当な区割かといった観点からの批判もある。すなわち、イギリスのように比較的人種的同質性の強い国、あるいはアメリカのように多種多様な民族諸集団がうまくその社会に溶けこんでいる国であれば多数派支配は理解できる。しかし、カナダは多様な人種的、文化的背景を持った人々で構成されている多元的国家である。しかも、非常に強い地理的、文化的独立性を維持した生活様式を持っている。したがって、多数派支配（小選挙区制からくる）は、少数派の諸様式を抑圧することにもなりかねないし、歴史的にはそれを行ってきたとその批判は厳しい。そして、このことから多数派支配に対して疑問がのべられる。とくに、この主張はフランス系カナダ人に多い。たとえば、J・リッカとJ・セイウエル両教授共著の「How Are We Governed?」では（ぎ）のように主張している。「(フランス系カナダ人は)多数派社会によって、政治的、経済的、文化的支配を受けてきた長い歴史を持つ、凝集性の強い少数派である。かれらイギリス系カナダ人は、平等について語るとき、かれは個人の市民的権利を意味する。しかし、われわれフランス系カナダ人が平等について語るときは、市民的権利についてではなく、集合的民族的権利 (collective national rights)」、つまり、われわれはフランス系カナダ民族が自分たちの特質を発展させていけるような権利を意味しているのである」⁽²⁴⁾と。

このことは少なくとも現行の多数派の選出方法である小選挙区制への挑戦と受けとられるのである。そこで、カナダでは、この小選挙区制の欠陥をどのように是正すべきかの論議は絶えない。それらの案の主なものを提示すればつぎのようなものがあげられる。

第一は、現行の小選挙区制を評価するという前提にたち、さきにもべた議席の再配分方法によって平等な区制を維持していくという考え方である。⁽²⁵⁾この小選挙区制は、前述した批判があるとはいえ、(i)に、過半数の支持による政治的安定性が比較的維持しやすいということである。しかし、この案に対し多数派支配がより強固なものになれば、安

定性というよりもむしろ独裁制に導く危険性が生じるのではないかとする批判があるが、この反論として、独裁制という制度はカナダ人の好まないところであるし、カナダにおいて言論、出版、結社および拘束からの自由が保障されている限り問題にならないと主張する。(ii)に、小選挙区制は投票の分散を生むというよりも多くの議席を獲得しつつある政党に票が投ぜられやすいということである。カナダでは選挙時に少数派であっても、結果的には安定した議席をもつ政権党を生みだしたことがしばしばある。つまり、少数派でも政権を得る機会はタイミングによっては十分にあるはずであると、その利点を強調する⁽²⁶⁾。そして(iii)に、カナダ特有の現象といえようが、前述したようにカナダでは全国的な政党ではなく、特定の州ないし選挙区に支持基盤(sectional base)をもつ政党が多く存するが、この区制のもとでは、それらの少数(特定の)政党の進出が可能となるとしてむしろこの区制を積極的に評価している。たとえば、一九六二年の選挙で全国に基盤をもつ新民主党は、一四%の得票率で一九議席しか獲得していないが特定の州に基盤をもつ社会信用党は一二%の得票率で三〇議席を獲得した。また翌六三年の選挙においても、新民主党は一三%の得票率で一七議席しか得ていないが、社会信用党は一二%の得票率で二四の議席を獲得している、というのである⁽²⁷⁾。

第二は、小選挙区制を改め、単記委譲式比例代表制(Single Transferable Vote System)を採用すべきであるとの主張である。これはS.T.V方式と呼ばれ、イギリスにおいてトマス・ヘア(Thomas Hare)・ジョン・スチアート・ミル(John Stuart Mill)によって、やむにまた、政党から独立した独立選挙改正協会(Independent Electoral Reform Society)によって提唱され、現在でも本拠地のイギリス自由党などによって支持されている。この方式は政党を背景とした候補者リストに投票者が優先順位をつけて投票する制度をいう⁽²⁸⁾。現在、この制度は、アイルランド共和国、タスマニア、マルタ、オーストラリアの上院、フィンランドなどで採用されている。カナダでは、すでにマニトバ州の農村地域とブリティッシュ・コロンビア州の一地域ですでに試みられたが、大きな成果をあげることとはできな

かったといわれている⁽²⁹⁾。しかし、この制度は小選挙区に比べて死票を減少し、その結果選挙での投票率を高めることになるであろうとして評価される。だが反面、有権者が第一順位、第二順位で全く異った政党の候補者を支持した場合、政党政治の実現とはならないのではないかといった批判も出されている。

第三は比例代表制 (Proportional System) である。カナダでもっとも関心のある改革案の一つである。とくに、カナダでは名簿式比例代表制の提言が中心となっている。この制度は候補者に対しての投票ではなく、政党が作成した名簿に対して投票を行い、投票の委譲は、原則として名簿上の一群の候補者の中で行われる方法である⁽³⁰⁾。この制度の導入については、現在の小選挙区制を全く変えて比例代表制にすべきであるとする案と、現在の小選挙区制に比例代表制を加味した小選挙区比例代表制にすべきであるとする案とがある。後者の小選挙区制に比例代表制を加味しようとする案にしても、両者の議席配分の比率や政党が作成する名簿を全国を一単位として行う場合と州を一単位として行う場合とにわけられる。これらについてやや具体的にみていこう。まず、前者の比例代表制に変えようとする案についてであるが、この案の多くは政党が作成する名簿を州単位ごとにまとめ、しかも現状の議席数を前提とした中で比例代表の方法、基準などを検討しているのが特徴である。J・リッカ教授およびJ・セイウェル教授の共著「カナダの政治」(How Are We Governed?) では、一九七一年にみられたオンタリオ州の選挙の結果を例に、比例代表制となれば各政党の議席数がどのように変るかについて説明をしている。たとえば、D表が示すように、一九七一年のオンタリオ州の選挙では、現在一一七の選挙区制があり、そのもとで一一七人の議席数が認められているが、そのうち進歩保守党が七八の議席を獲得し、連邦全体でも過半数を獲得している。これが比例代表制となるとあくまで試算ではあるが、進歩保守党は五三の議席しか得られない。同様なことは、一九七五年の選挙や七七年の選挙でもみられる。ちなみに、一九七一年のオンタリオ州の選挙では、第三党となっている新民主党は小選挙区制によると一九

(D表)

1971年のオンタリオ州選挙

政 党	議 席 数	
	現 行 制	比 例 制
進歩保守党	78	53
自由党	20	33
新民主党	19	51

J. Ricker and J. Saywell, How Are We Governed? p. 23

の議席しか獲得しえなかったが、比例代表制となると五一の議席となり、自由党に代って第二党になるといった状況がみられる。したがって、このような結果になれば、カナダ政治は、いわゆる「少数派による連立内閣」を生みだしその登場は不安定であり脆弱なものとなる⁽³¹⁾。もちろん、小選挙区のもとでも少数派内閣の登場もありうるが、比例代表制の方がより多い登場になるであろう。たとえば、ディーフェンバーク (Diefenbaker) は、一九六二年六月一八日の総選挙の結果、少数派内閣を率いたが、六三年二月までしか続かなかった。つづいて登場したピアソン (Pearson) も内閣を率いたが同じように過半数を割り二年間しか続かなかった。また、近年のケースとしては、一九七二年にみられる。すなわち、一九七二年の下院議員の選挙では、自由党一〇九議席、保守党一〇七議席、新民主党三一議席、社会信用党一五議席という結果となった。そのため、トルドー (Trudeau) 首相は、過半数をとることができなかったので新民主党の支持を得ざるをえなかった。なぜなら、少数政府では政権の執行を具体化する法律案をスムーズに制定することができないので連立政権を組まざるを得ないからである。

この比例代表制案に対して、小選挙区制に比例代表制を加味すべきであるとする案がある⁽³²⁾。まず、(i)はエドワード・ブロードベント (Edward Broodbent) 氏の提案である⁽³³⁾。E・ブロードベント教授は上院の廃止と下院における一〇〇人の議席の増員をはかり、五つの地域 (region) に二〇人ずつ割り当て、その地域 (region) の各政党に投せられた得票数にしたがって各政党に議席を割り当てべきであるとしている。各リジョン (region) に二〇人を割り当てることは人口に応じたものではないので一層多くの少数派内閣の登場をみることになるといった批判がある。また、リジョン (region) は広域すぎてマス・メディアに依存せざるを得なくなり小新政党にとっては不利で

あるといった批判もある。(ii)はウィリアム・イーヴィン (William Irvine) 氏の提案である⁽³⁴⁾。ウィリアム・イーヴィン教授は議席数を現在の二八二の議席から三五四の議席に増員すべきであるとし、そのうち一八八議席は小選挙区制で、残りの一六六議席は各州に割り当て、各州の党が作成した名簿によって投ぜられた得票数に応じて議席が割り当てられるべきであるとしている。その比率の割合は五三対四七である。(iii)は、ロナルド・G・ランデス (Ronald G. Landes) 氏の提案である。G・ランデス教授は一〇〇議席の増員を主張する。全国一選挙区として、全国において集められた政党ごとの得票に応じて議席数が割り当てられる。しかし、議席が割当てられるには全投票者の一・五%以上の得票を獲得しなければならぬ。この案は小選挙区制による議席が決まったのちに比例投票制による議席が決められるので、いわゆる併用案といわれる。

このように小選挙区制に比例代表制を加味した諸案は、現行の小選挙区制の欠陥である死票をさけると同時に完全な比例代表制の採用から予想される少数政府の登場をさげようとすることにねらいがある。つまり、小選挙区制から生ずる人口数と議席のアンバランスを比例代表制によって補完しようとするものである。たしかに、この案は理論的には完全な比例代表制に比べて不安定な政権の登場をできるだけ抑制し、国民と代表とのギャップを蒸詰めることにもなる。しかし、それでもかりに、この案のもとで不安定な少数政府ができないこともない。そのような場合、政府は野党側の一致などによっていつ崩壊するかわからないので野党の意見にも耳を傾けることになる。こうなれば、かえって議会制の発展に寄与しうることになるであろうと主張する。これに対し、D・スマiley (Donald Smiley) 教授は、圧倒的な支配力をもつ二大政党のもとで比例代表制を採用すれば政党内の議員候補者間で激しい競争が生じる。たとえば、ケベック州やアルバータ州ではその現象がとくに厳しくあらわれるであろうし、また、かれらの案は、カナダの小政党の組織を犠牲にして連邦・州の大政党をより強力なものにすると同時に二大政党間の争いも一層

激化するであろうと批判する。

以上、カナダにみられる小選挙区制の欠陥に対する是正策ないし区制改革案を紹介してきた。これらの案は、現在のところ学界、専門家の中での論議にすぎなく、J・リックカおよびJ・セイウエル両教授の共著「カナダの政治（改訂）」（How Are We Governed?）によれば、多くのカナダ人はより不安定な政権をもたらず比例代表制については消極的であるという。たしかに、カナダにおいては比例代表制ないし比例代表制を加味した小選挙区制の論議は近年活発化してきているが、いまだ世論においては大きな動きとなっていない。しかし、多くの文献が示しているように支持者が徐々に高まりつつあることは指摘できるであろう。

三、選挙運動と選挙公営

(一) 選挙運動

カナダの選挙運動は、わが国のように政治活動と選挙活動とを峻別して公示前の選挙運動を事前運動であるとして禁止されることはなく、また、公示後の選挙運動についても特別に法律で定められた職にある者以外は自由であるし、選挙運動の中でもっとも基本的かつ重要と思われる戸別訪問や文書・図画活動等についても全く自由である。しかし、下院議員の立候補については、⁽³⁷⁾通常、選挙区内の二五人の市民による正式の推薦指名と二〇〇ドルの供託金を出さなければならぬ。しかも、その供託金は有効投票の一五%の得票が得られなければ没収される。また、この推薦指名制度は、一九七四年、アレキサンダー・マッケンジー自由党・政府によって導入された。それ以前においても指名制がとられていたが、当時は野外で行われ、指名された候補者はその場で選挙演説をするという方法であった。

立候補者は右の条件を充せば立候補することができるが、しかし、個人で選挙を戦い当選することは資金面あるいは組織面（選挙運動者の動員など）からみて非常に困難である。したがって、政党に加入し政党の指名を受けて立候補するのが一般的である⁽³⁸⁾。そして指名を受けた立候補者は選挙運動を行うことになるが、選挙運動に際し選挙区内での費用支出の制限を遵守し、政治献金の出所を報告することが要求されている。一九七四年の選挙支出法（Election Expenses Act）はこのことについて詳細に保障している⁽³⁹⁾。すなわち、この支出法は第一に、政治献金をした献金者に対して税の控除を行うことができると同時に、候補者には一〇〇ドルを超える政治献金の出所と額の報告が要求されている。また、連邦が政治献金の免税措置をとって小口の政治献金をしやすくし、かつそのことが小政党の発展を促すことになるとして⁽⁴⁰⁾。

第二に、選挙区に費される費用の額について制限をしている。すなわち、一九七四年の支出法の制定以降、有権者一万五、〇〇〇人までは一人当り一ドル、二万五、〇〇〇人までは一人当り五〇セント、二万五、〇〇〇人以上は一人当り二五セント以上支出することができないとしている。ただし、候補者の旅費については、この制限外におかれている。カナダで費用の支出制限を行う前までは、候補者はすべての出費を記録し、それを公表することを義務づけられていた。しかし、一度も有効性を発揮したことはないといわれている。ある下院議員はこの献金の公表についてこういう。「腐敗行為を犯しがちな意味深い人は誰れでも、自分はそうしたと書類に記載することなどどうてい考えられるはずはない⁽⁴¹⁾」と当時の様子を卒直にのべている。

第三に、総得票数の一五％を獲得した候補者に対して費用の一部を償還（reimbursement）するように規定している。つまり、候補者は一五％の投票数を獲得すると選挙区のすべての選挙民に対してかかった費用の一部が償還されることである。選挙区の有権者が二万五、〇〇〇人までは一選挙民当り八セント、二万五、〇〇〇人を超すと一選挙

民あたり六セントである。また、区域が広い北部の選挙区での候補者には、(i)候補者が報告した旅費、(ii)選挙区が一マイル平方当り一セント、(iii)三、〇〇〇ドル以内の最も少ない額が償還される。なお、支払方法は収入責任官 (Receiver General) が国庫収入基金 (the Consolidated Revenue Fund) から支払うことになっている。このように費用の一部が償還されるようになったとはいえ、その費用は全体の六分の一にすぎないので、残りの費用は調達によってまかなわれなければならない。⁽⁴²⁾

ところで、このような制限された選挙運動費用のもとで、各選挙区内の支持グループが中心になって選挙運動(キャンペーン)を展開する。その場合、まず候補者およびその支持者グループは、選挙公営として与えられたテレビとラジオの放送時間内の使用の仕方を決定し、立候補したことを知らせる看板やステッカーなどについてもどのような形式でかつどのような内容のものにすべきかを決定する。

また、立候補に際して候補者は、党首との結びつきを強めるべきか、あるいは候補者の地方で評判になっている時の人ないしタレントなどについても、どのように活用すべきかを決定する。とりわけ、全国的リーダーである党首の人氣はかなり投票者に影響をおよぼすことになる。

さらにまた、立候補者およびその支持グループは選挙民に最大限接触しなければならない。そのために、候補者および支援者は注意深い綿密なキャンペーン計画をたてる必要がある。とくに、候補者は、自分達の選挙区内で勝敗がはっきり読みとれない地域を重点的にキャンペーンしなければならぬ。その際、過去の選挙の結果、世論調査、キャンペーン中に実施する投票勧誘の結果から、どこに自分の支持者がいて、どこに相手方の支持者がいるかなどを見定めるための運動を展開する。また、カナダの多くの都市選挙区では、候補者自らあるいは支持者グループによる戸別訪問および電話、郵便による活動が最も重要なキャンペーンであるといわれている。たとえば、戸別訪問の行動を

みると候補者は工場やショッピング・センターや非常に多くの人々が集まる場所を訪問する。これに対して、非都市地域では、家と家との間が何マイルも離れているので古いスタイルの政治集会がいまなお有効な方法として用いられている。そのほかの方法は郵便や電話によるキャンペーンなどである。⁽⁴³⁾

このように候補者は運動員とともに投票勧誘のためにあらゆる活動を行う。また、カナダではわが国と違って選挙当日においても運動員は、支持者が投票場に確実にに行けるようにいろいろな配慮をしている。たとえば、年寄りなども投票場につれだすために駐車場を提供したり、小さい子どものためにベビシッターを雇ったり、人々が必要とするサービスはどんなことでも行うのである。そればかりか、各政党は、選挙名簿に誰れが記載し投票したかを確認するために、各投票場付近に投票を監視する人を配置して、しかもその状況を選挙本部に報告している。選挙運動員はこの報告を受けて、まだ投票をしていない支持者がいれば、支持者に電話をするなどして投票場に向わせる努力をするのである。

一方、各党は選挙対策本部を組織し、全国的視野にたった応援活動を行う。政権獲得が各政党の第一の目標である限り活発である。各党の中央対策本部では、党首の遊説スケジュールを計画し、党首および候補者を宣伝するための大量のパンフレットや印刷物を作成し各地方に送付する。もちろん、資金的な援助も行う。また、マスコミ対策や世論調査の動向に焦点をあわせて行動するなど多彩である。

(二) 選挙の公営

カナダでの選挙運動は、前述したように、わが国における場合と違って厳しい規制はみられず、ほとんど自由であるが、テレビ、ラジオ放送については政見放送の公正さの確保という観点から公営化がはかられている。この公営化

については選挙法 (Election Act) 第九九条の第一項から四項にわたって定められている⁽⁴⁴⁾。すなわち、政見放送は下院議員の選挙に際して実施され、放送ができるのは選挙のための政党登録簿に登録された政党に限られている。政党の登録は選挙管理責任者 (The Chief Electoral Officer) に、政党名、所在地、党首の氏名その他の事項について記載し届け出る。政党登録簿への登録を認める要件は厳しく、議会解散時に下院で一二議席以上持つ政党および五〇人以上の候補者を立てた政党に限られている (第一三条八項、第九項)⁽⁴⁵⁾。放送期間は、投票日の二九日前から二日前までの四週間とされ、総放送時間は、各ネットワークまたは独立局ごとに六時間半となっている (第九九条の第一項)。放送時間帯は、テレビの場合は午後六時から午前〇時まで、ラジオは午前六時から午前九時、正午から午後二時および午後四時から午後七時までの間に行うようになっていゝ。また、放送の形式はスポットまたは番組でなされ、その製作は政党自ら作成するものでも、外部に依頼して作成するものいづれでもよい (第九九条の第一項)。しかし、各政党は、この時間帯を自由に利用しうるわけではなく、登録した政党間の協議によって時間の配分も含めて決められることになっている。しかし、この協議で合意が得られる場合はよいが、協議開始から四週間以内に合意が得られない場合は、カナダラジオテレビ通信協議会 (CRTC) が、登録政党に二週間以内に時間配分案を示し、その日から一週間以内に異議がないときは、それで決定する。もし異議があれば、CRTC が、各登録政党の代表と協議の上で各登録政党の時間配分を決定する (第九九条五、六、七項)。

また、カナダでは選挙の公営化といつても、放送を活用したときはまず正規の料金を支払い、後になって半額が国庫から返還される方法がとられている。すなわち、登録政党は投票日から六か月以内に行った放送の時間数および料金の支払い済であることを証明する書類ならびに当該放送時間の通常の正規料金、CRTC が証明した書類を選挙管理責任者に提示する。選挙管理責任者は、このCRTC が証明した金額の五〇%にあたる額を総括出納官に示し総括

出納官により総合歳入国庫資金から登録政党に支払われる（第九九条の二）。なお、カナダの政権放送に重要な役割をはたしているのはCRTCであるが、このCRTCは、一九七五年六月一九日のカナダラジオテレビ電信通信協議会法（Canadian Radio-televistions and Telecommunications Commissions Act）によって設けられたものである。

四、選挙（投票）手続

カナダ憲法によれば、前述したように下院議員の任期は五年である。その間、下院の解散権を首相が有しているので、その解散権の行使により任期満了前に選挙が行われることが多い。近年、多くは下院の解散によって選挙が行われている。

首相によって選挙日が決められると（選挙運動期間は最大六〇日、最小五〇日である）、総督（Governor-General）は、下院を解散し選挙管理責任者（The Chief Electoral Officer）に対して選挙の実施日を指定する。議員が欠員になっている選挙区の補欠選挙についても総督が同じように選挙管理責任者にその選挙の実施を指示する。なお、選挙管理責任者は下院の決議によって総督により任命され、その地位は次官（Deputy Minister）並みとされている⁽⁴⁶⁾。責任者の停年は六五歳である。

ところで、選挙管理責任者は、二八二選挙区にいる地方選挙管理委員（The Returning Officer）に立候補の届出日ならびに選挙日を公示させ、選挙区内の二大政党から一人づつ有権者の名簿作成者（Enumeration）を選出させる。その二人の名簿作成者が、各選挙区内を戸別訪問しながら有権者をリストアップする。この名簿の作成は、選挙日の

四九日前に開始され、五日間で完成しなければならない⁽⁴⁷⁾。作成された名簿は、人目のつくところに貼付され、登録漏れの者がいる場合は登録を求め、少くとも二六日前に名簿を完成しなければならない。しかし、それでもなお、投票資格がありながら登録をしていない者が多い。この方法はブリティッシュ・コロンビア州以外の各州で行っているが、ブリティッシュ・コロンビア州のみは戸別訪問による登録加入は行わず、有権者が定められた登録所へ出向いて登録することににより名簿が作成される。この方法による登録が、一旦行われるとその名簿は永久投票者リストとして用いられる⁽⁴⁸⁾。

ところで、地方選挙管理委員は投票日の二日前に立候補を受けつける。そこで、選挙管理委員は、登録した有権者数に必要な投票用紙を作成し、その用紙に立候補者名と政党を記入する。投票日は、大体月曜日が充てられている。投票日は投票時間が過ぎるまで酒店は開いてはならない。投票所は学校あるいは教会に設けることが多い。投票所では、名簿をチェックして投票用紙を渡す。投票は秘密投票である⁽⁴⁹⁾。投票の受けつけ時間は午前八時から午後七時までである。投票時間が終了すると開票にはいるが、カナダでは時間帯が六つに区分されているので、まだ投票を終了しない州の投票が終るまで、すでに終了した州での投票の結果を公表することが禁じられている⁽⁵⁰⁾。また、投票を行うことができない者に対して「代理投票」や「不在者投票」が認められている。「不在者投票」は投票の日の六日前から九日前に行われ、また海外にいる公務員に対しても郵便投票が認められている⁽⁵¹⁾。また、開票については地区選挙管理委員補佐 (The Deputy Returning Officer) の責任のもとで政党代表の立会により行われる。開票が終るとその結果を地区選挙管理委員に報告し、そのもとで開票の結果が公けにされる⁽⁵²⁾。地区選挙管理委員は、その間、大体七日位、公式の票が発表されるまで投票箱を保持し、一切の責任を負わなければならない。もし、開票の過程で不正行為があると思えば、選挙管理委員または候補者および代理人の立会のもとで裁判官によって数えられる⁽⁵³⁾。裁判官が参

加して行方開票のやり直しはカナダ選挙手続の一つの特徴といえよう。

おわりに

いままでカナダ選挙法制の現状と問題点および改革論議を中心のべてきたが、おわりにあたってわが国の選挙法制と比較し、その特徴点を指摘しておきたい。というのも、わが国とカナダの選挙法制の淵源をたどればいずれもイギリスの制度をモデルにして出発している。ところが、わが国の場合は明治憲法のもとにあって、選挙区制や運動などを定めた選挙法制はわが国独特の制度として展開され、現行の日本国憲法にも継承された。これに対し、カナダの場合は連邦制を採用している点でイギリスとは異なるが、コモンウェルズの一員としてイギリスの選挙法制の基本を継受して、そのもとでカナダなりの特質を作りあげている。カナダの法制の多くは近年隣国であるアメリカ法の影響を強く受けているが（一九八二年憲法改正による裁判所の違憲審査など）、この選挙法制の分野は、あまり影響を受けているとはいえない。

以下、本文でのべてきたものと重複する点もあるが、具体的な特徴を整理しておきたい。

第一に、選挙権についてであるが、カナダ連邦の下院議員の選挙権は、イギリス、アメリカ諸国同様、一八歳選挙権となっている（一九七〇年以降⁵⁴）。わけても特徴的なのは、選挙の政治的中立性という観点から連邦裁判官や選挙管理責任者の被選挙権はもとより、選挙権までを制限していることである。

第二に、選挙区制については、全国を二八二の選挙区にわけた小選挙区制を採用している。まず、各州の人口に応じて議席数が配分され、その配分された議席数を州内で区割をする。その区割の配分機関が州内にある選挙区割委員

会である。その区割委員会のメンバーに州の最高首席裁判官が指名する裁判官があてられていることである。この制度はイギリスの区割委員会と類似したものである。しかし、区割委員会が第三者機関として、その役割をはたしているとはいえず、それでもなお、選挙区間の較差が生じ問題となることが多い。一九八二年のカナダ憲法の改正により裁判所がアメリカ的な違憲審査機能を有したことから、この区割委員会と並んで、今後、司法的側面からの較差是正がなされていくことになる。

第三に、カナダで採用されている小選挙区制については、本文でのべてきたように多くの問題が指摘され改革構想が提示されている。どの案も大方の支持を得ているとはいえないが、多くの提言は比例代表制を強調していることである。しかし、この比例代表制案に対しては不安定な政権の登場を恐れている。したがって、小選挙区制か否かというよりも、小選挙区制を中心に一部比例代表制を加味するといった案が有力視されてきている。しかし、その案は議員定数を増員した改革案を考えているもの、あるいは現状の定数内で考えているもの、さらには小選挙区制と比例代表制の配分比率を中心にして考えているものなどまちまちである。いずれ政治日程にのせられ論議をみることになる。

第四に、カナダでは一九七四年に選挙支出法 (Election Expenses Act) を制定して、政治献金の届出、税の控除、選挙活動費用の制限などを規制しているが遵守されているとはいえない。しかし、わけてもこの法制度の中で特徴的なのは総得票数の一五%を獲得した候補者には費用の一部を償還する方法がとられていることである。このような方法は一見安あがりの選挙をめざした措置であるように思われる。しかし、償還金は、支出した費用の六分の一であり、しかも、実際は候補者による届出主義がとられていることから、本人による費用届出の操作が可能であることを思うとき十分に機能しているとはいえない。だが、この方法は、ユニークな一つの方法としてわが国においても一

考してみる必要がある。

第五に、選挙運動に関しては、わが国のような厳格な制限はみられない。とくに、カナダでは戸別訪問や文書頒布などの活動は選挙運動の基本とされている。また、選挙運動は投票日においても自由である。とくに、投票日には支持者と思われる有権者に投票所に出かけやすくするためベビシッタを用意したり、駐車場を準備するなど活発な投票勧誘がなされていることも注目されよう。

最後に、選挙手続であるが、カナダではわが国のように職権による永久選挙人名簿の採用ではなく、選挙ごとに各選挙区内の二大政党から一人ずつ有権者名簿作成者が選ばれ、その名簿作成者が戸別訪問を行いながら有権者に選挙権を行使するための選挙登録を依頼し、名簿を作成している方法が採用されている。ただ、ブリティッシュ・コロンビアのみが戸別訪問による方法をとらず投票の意思のあるものに一定の場所において選挙人名簿に登録させる方法が採られている。したがって、ブリティッシュ・コロンビア州は他の州に比べて低い投票率となっている。おもうに、選挙権が権利であることを考えると投票の意思のあるものによる登録は、選挙のもつ意味を真剣に考え、主権者としての自覚があらわれ、民主政治の実現にとって望ましいようにさえ、私には思われるのである。わが国においても、投票率の確保を競うよりも厳しい主権者への自覚という観点から一考してみる必要がある。

このようにカナダではわが国でみられない選挙法制の特徴がみられるが参考にすべき点が多々あるように思われるのである。

- (一) Edward McWhinny, *Canada and Constitution, 1979-1982* (1982), Stanley M. Beck & Ivan Bernier, *Canada and the New Constitution, vol. 1 & 2* (1983), David Milne, *The New Canadian Constitution, (1982)*, そのほか邦文のものとしては、斉藤憲司「一九八二年カナダ憲法」レファレンス三八一号(一九八二年一〇月号)七四頁以下。

- (2) Publications Section, Department of External Affairs, General Election in Canada, (1984), p. 2, C. E. S. Franks, Parliament and Security Matters, (1979), p. 38.
- (3) C. E. S. Franks, *Ibid.*, p. 11.
- (4) C. E. S. Franks, *Ibid.*, p. 32.
- (5) しかし、これでも多くの問題をかかえている。C. フランクス(Franks)によれば、(i)常任委員会のメンバー数が多すぎ、移動も多い。したがって、一委員会のメンバーを四人か一人に減少すると、メンバーは安定し各人の負担も軽くなる。(ii)委員会には、政府与党側が過半数を占め、議長も政府側から選ばれるので、けっきょく政府のコントロールから自由な状態にあるとはいえない。(iii)委員会には調査権があるが、議会に比して制限されている。したがって、大臣達は本会議における質問の時より真剣をばなさない。(C. E. S. Franks, *Ibid.*, pp. 32-34)。
- (9) John Ricker and John Saywell, *How Are We Governed?* (1980), p. 15. 本書の初版本(一九七一年度版)は馬場伸也、井上真蔵、野村健、砂田一郎諸教授によって翻訳されているが、本稿の執筆にあたっては、この初版を参考にしながら、主として改訂本を参照し引用した。八二年には大巾な改訂がほどこされている。John Ricker and John Saywell, *How Are We Governed in the '80s?* (1982) p. 41.
- (7) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *The Canadian Political System*, (3ed, 1981), p. 376.
- (8) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 376, J. Patrick Boyer, *Political Rights—The Legal Framework of Election in Canada*, (1981), p. 122.
- (9) 一八三二年の選挙権獲得の経緯については Alexander Paul, *The History of Reform*, (1885), pp. 136-174. 及び Gilbert A. Cahill, *The Great Reform Bill of 1832*, (1969).
- (10) 一七八九年法の改正前までは投票権は「ローマンカソリック教徒とユダヤ教徒には認められていなかった(J. Patrick Boyer, *Ibid.*, p. 37)。
- (11) John Ricker and John Saywell, *Ibid.*, (1980) p. 15. なお、カナダに居住しているインディアンについては一九六〇年まで選挙権は認められていない。
- (12) そのほか、サスカチュワン州、アルバータ州では一九一六年に、ブリティッシュ・コロンビア州では一九一七年に、ノバス・スコシア州では一九一八年に、オンタリオ州では一九一八年に、一番遅いケベック州では一九四〇年である(J. Patrick Boyer,

- Ibid., p. 219).
- (13) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 18, Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, Ibid., p. 381.
- (14) Publications Section, Department of External Affairs, Ibid., p. 1.
- (15) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 19.
- (16) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, Ibid., p. 382.
- (17) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, Ibid., p. 363.
- (18) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 18.
- (19) ケンツックは一九六八年民主的分離主義者ルネ・レヴェック(Lévesque)の指導のもとで結成された。ケンツック党の生誕と展開について、John Saywell, The Rise of the Parti Québécois 1967-1976, (1977), p. 21 を参照。
- (20) 井上真蔵「カナダの選挙」〔世界の議会〕カナダ・中米編所収)一九八三年、九四頁。
- (21) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 21 及び Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, Ibid., p. 395.
- (22) John Ricker and John Saywell, Ibid., o. 21.
- (23) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 22.
- (24) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 27.
- (25) William P. Irvine, Does Canda Need a New Election System? (1979) p. 52.
- (26) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 26.
- (27) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, Ibid., p. 395.
- (28) この制度について詳しく説明しているのは、John Saywell 「選挙制度改革の理論」(有斐閣)一五九頁。
- (29) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 23.
- (30) この点については Andrew-Mclaren Carstairs, A Short History of Electoral Systems in Western Europe, (1980), pp. 15-25, John Saywell 「前掲書」一六八頁。
- (31) John Ricker and John Saywell, Ibid., p. 24.
- (32) Donald Smiley, "Central Institution" in Stanley, M. Beck and Ivan Bernier, ed., Canada and the New Constitution, pp. 55-56.

(I表) 州間における議席配分 (W・イーヴイン氏の提案)

州	現在議員 (名)	小選挙区比例代表制		
		小選挙区 制(名)	州単位の比 例代表(名)	全議席 (名)
ニュー・フランドランド	7	5	4	9
プリンスエドワード島	4	3	2	5
ノバスコチア	10	7	5	12
ニューブランズウィック	11	7	7	14
ケベック	75	50	44	94
オンタリオ	95	63	56	119
マントバ	14	9	9	18
サスカチュワン	14	9	9	18
アルバータ	21	14	12	26
ブリティッシュ・コロンビア	28	19	16	35
ユコン N.W.T	3	2	2	4
総計	282	188	166	354

William P. Irvine, Does Canada Need A New Electoral System?. (1979). p. 54
から引用。

- (33) リジョン (region) とは、現在の州単位を拡大し、カナダ全体を五つの地域にわたける。ブリティッシュ・コロンビア (British Columbia)、『プレーリース (Prairies)』、『オンタリオ (Ontario)』、『ケベック (Quebec)』と大西洋地域 (Atlantic region) である (William P. Irvine, *Ibid.*, p. 62)。
- (34) William P. Irvine, *Ibid.*, p. 53. この案 (I表) は西ドイッの小選挙区制と比例代表制との併合を評価し、その案を前提としている。つぎの表はその議席配分の州間における割合を示したものである。たしかに、このW・イーヴイン教授の提案は小選挙区制を前提しながら州を単位の比例代表制を加味して死票の出るのを抑えていこうとすることが配慮されている。したがって、この案は人口に応じた議席配分であると評価される。また、W・イーヴイン教授は自ら提唱した案に一九七四年選挙をあてはめてII表のような議席になることを紹介している。この案にみられる特徴はつぎのようである。第一は、州単位の比例代表制による第三政党の登場である。とりわけ、小選挙区制では一人の議員も出せなかった政党が比例代表制によって議席を獲得している。たとえば、ニュー・フランドランド州、ニュー・ブランズウィック州、ケベック州、アルバータ州があげられる。なかでもケベック州で、新民主党は小選挙区制で一名の議席も獲得できないのに比例代表制では七名の議席が確保されている。第二に、ケベック州では、自由党の本拠地であることもあって、第二党となっている進歩保守党は二名の議席しか得ていないが、比例代表制の採り入れにより一八名の

(II表) 1974年選挙時の各州の政党得票数をもとにした小選挙区比例代表制案(W・イーヴィン氏提案)のもとでの議席配分の結果

州	選挙区	自由党	進歩保守党	新民主党	社会信用党	I N O	計
ニュー・ファンドランド	小選挙区	3	2				5
	比例代表	1	2	1			4
	全	4	4	1			9
プリンスエドワード島	小選挙区	1	2				3
	比例代表	1	1				2
	全	2	3				5
ニュー・ブラウンズウィック	小選挙区	4	2			1	7
	比例代表	2	2	1			5
	全	6	4	1		1	12
ノバスコチア	小選挙区	1	5	1			7
	比例代表	5	2				7
	全	6	7	1			14
ケベック	小選挙区	41	2		7		50
	比例代表	10	18	7	9		44
	全	51	20	7	16		94
オンタリオ	小選挙区	39	18	6			63
	比例代表	15	24	17			56
	全	54	42	23			119
マニトバ	小選挙区	2	6	1			9
	比例代表	3	3	3			9
	全	5	9	4			18
サスカチュワン	小選挙区	2	6	1			9
	比例代表	3	1	5			9
	全	5	7	6			18
アルバータ	小選挙区		14				14
	比例代表	7	2	2	1		12
	全	7	16	2	1		26
ブリチッシュ・コロンビア	小選挙区	7	11	1			19
	比例代表	5	4	7			16
	全	12	15	8			35
北	小選挙区		1	1			2
	比例代表	1	1				2
	全	1	2	1			4
カナダ	議席(%)	43	36	15	5	0.3	
	投票(%)	43	35	15	5	0.9	
	議席(%) (現在)	53	36	6	4	0.4	

William P. Irvine, Does Canada Need A New Electoral System, ? (1979), p. 55
から引用。

議席が確保されている。第三に、アルバータ州では自由党の議席はケベック州とは逆に、小選挙区制で一名も確保できないが、比例代表制では七名が確保されている。こうしてみると、W・イーヴィン教授のいわれるように、人口に応じた議席配分が生かされることにならう。しかし、現在議員二八二人から三五四人の増員については問題とならう。

(35) D・スミリー (D. Smiley) 教授自らも、小選挙区制と比例代表制との併用を主張し、その割合は三対一にすべきであると提言している。この提言は第三政党など小政党が議席獲得に有利であるとする (William P. Irvine, *Ibid.*, p. 61)。

(36) 連邦公務員に関する法律では、下院選挙における選挙活動を禁止している。このことは州の公務員法においても同じように定められている。したがって、州の公務員法(たとえば、オンタリオ州公務員法 (Ontario Service Act)) で定められた公務員の選挙活動の制限をめぐって、その違憲性が争われたが、合憲の判断が示された (J. Patrick Boyer, *Ibid.*, pp. 78-79)。

(37) 被選挙権を行使するに際し制限を受けているのは、州の議員、裁判官、選挙違反で有罪とされた者、公務員(ただし、公務員雇用法 (The Public Service Employment Act) の適用を受けない者、たとえば国王の任命を受けて公務を遂行する者を除く)、職業軍人など (Publications Section, Department of External Affairs, *General Election in Canada* (1984) p. 5, 以下 Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 377)。

(38) しかし、小政党では指名制をとっていないところもある。たとえば、ケネディ州の連合国民党 (The Union National Party) は指名制のような慣行はない (J. Patrick Boyer, *Ibid.*, (1981) p. 32)。

(39) 選挙支出法の正式の名称は、An Act to amend the Canada Elections Act, the Broadcasting Act and the Income Tax Act in respect of Election Expenses 以下。

(40) Publications Section, Department of External Affairs, *Ibid.*, p. 6, 以下 W・L ホワイト、R・H ワーゲンバート、R・C ネルソン著、岩倉誠一「現代カナダの政治」(敬文堂)一九七二年、一四二頁。

(41) John Ricker and John Saywell, *Ibid.*, p. 34.

(42) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington *Ibid.*, p. 239.

(43) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington *Ibid.*, p. 388.

(44) この法についての解説として、小川元「フランス及びカナダの政見放送制度」レファレンス三八一号(一九八二年)一二三頁以下。

- (45) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 378.
- (46) 選挙管理責任者には他の機関ないしいかなる人からも独立し、報酬は法律によって保障されている。かれは政府に対してひたすら忠誠を誓う。解職は下院および上院の要請と総督によってなされるなど、強い身分保障がある (Publications Section, Department of External Affairs, *General Election in Canada*, (1980), p. 3, Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 379)。
- (47) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 386.
- (48) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 377.
- (49) 一八六七年のカナダ建国当時は、公開投票であった。このために、投票に対する威嚇が行われたりした。したがって、一八七四年の時から秘密投票方法にかわった。イギリスで秘密投票が実施されて二年目にあたる。秘密投票にすれば、賄賂を受けとったものが果して約束通り投票したかどうかはわからなくなっているとして反対した者もいる。当時のカナダの選挙状況が浮彫りになる (J. Ricker and J. Saywell, *Ibid.*, p. 130)。
- (50) Publications Section, Department of External Affairs, *Ibid.*, p. 7, Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 386.
- (51) Publications Section, Department of External Affairs, *Ibid.*, p. 7.
- (52) Publications Section, Department of External Affairs, *Ibid.*, p. 7.
- (53) Richard J. Van Loon and Michael S. Whittington, *Ibid.*, p. 387.
- (54) 吉田善明「選挙制度改革の理論」(有斐閣、一九七九年)二九頁。